

午前十時開議

○坂本みえこ委員長 ただいまから環境・清掃・リサイクル対策等特別委員会を開会いたします。

○坂本みえこ委員長 本日は報告事項の聴取等を行いますが、四月一日付人事異動後、初めての委員会となります。異動者の紹介については、お手元の管理職一覧の配付により代えさせていただきますので、後ほど御確認ください。

なお、担当書記にも変更がありましたので、御承知おきください。

それでは、1 報告事項の聴取に入ります。

まず、㊦令和八年第二回区議会定例会提出予定案件について、報告①議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）について、理事者の説明を願います。

○石川世田谷清掃事務所長 私から、議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）につきまして御報告させていただきます。

本件につきましては、令和八年二月五日の当委員会において発生報告をさせていただきました案件でございます。

1 事故の概要でございますが、㊦発生日時及び㊧発生場所は、資料記載のとおりでございます。

事故の内容ですが、世田谷清掃事務所の職員が軽小型ダンプ車を集積所のある歩道側へ寄せて停車させ、同乗していた職員が降車しようとして助手席のドアを開けたところ、後方から走行してきた相手方の自転車が開いた左側ドアに衝突したもので、事故の相手方及び損傷の程度は、二ページの別紙に記載のとおりでございます。

2 損害賠償額ですが、十一万八千八百九十円で、物損部分の損傷が対象となります。過失割合ですが、区側の十割となり、費用につきましては、区が加入している自動車保険により全額補填されます。

3 専決処分日ですが、令和八年五月二十五日ございまして、本件は令和八年第二回区議会定例会に御報告させていただく予定です。

今後、人身部分の損害賠償額を決定するため、引き続き相手方と誠意を持って交渉を進めてまいります。関係者及び議員の皆様には御迷惑をおかけしまして、大変申し訳ござい

ませんでした。

○坂本みえこ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○関口江利子委員 ありがとうございます。

ちょっとお伺いしたいんですけれども、ここって長い緩やかな坂道で、自転車もすごくスピードを出すところなんですけれども、この清掃の車両というのは、止まって、自転車が横を通り抜けようとするぐらい左に寄せずに、ちょっと間が空いていたということなんだと思うんですけれども、それが通常の状態なのか。あと、ドアを開ける、このドアを開けたところに激突するという事故は本当に危ない。この程度で済んで本当によかったなと思うぐらいの事故だと思うんですけれども、これについて目視の確認、サイドミラーの確認、ハザードをどうするのかとか、その辺のルール決めみたいところがきつとあると思うので、ちょっと詳しく教えてもらえますか。

○石川世田谷清掃事務所長 通常は、これは道路の状況等にもよりますが、今回、生け垣等が、ちょっとあるというのもあるんですけれども、通常は当然、バックミラー等も含めて目視、それから、同乗者が後ろの確認等もしっかり、通常はしているところがございます。ただ、今回につきましては、そのあたりは少し遅れてしまったのかなというふうに考えております。

○関口江利子委員 左側のスペースについてはどうですか。通常、町なかで止まっている車両って、自転車が通れるほど空けていないという感じがしているんですけれども。

○石川世田谷清掃事務所長 実際は、左側に寄るタイミングと自転車に来るタイミングというのは、場合によってはかなり接近していた可能性もあるかなということは想定はされますが、その現場、その時点での状況は、すみません、十分な把握は、ちょっとできてございません。

○関口江利子委員 ということは、止まってすぐ、きつと開けたとなると、やっぱり後方確認とかができていなかったのかなと思うので、そのあたりの原因と対策はしっかり取っていただきたいと思います。お願いします。

---

○坂本みえこ委員長 では次に、報告②議会の委任による専決処分の報告（建物内駐車場の入口上部損傷事故に係る損害賠償額の決定）について、理事者の説明を願います。

○石川世田谷清掃事務所長 続きまして、議会の委任による専決処分の報告（建物内駐車場の入口上部損傷事故に係る損害賠償額の決定）につきまして御報告申し上げます。

まず、本件につきましては、本来は事故の発生について当委員会へ御報告し、その後、専決処分につきまして改めて御報告する流れとなることが多いところですが、相手方との示談交渉が進み、区側の速やかな対応を求められていたことから、やむを得ず今月中に専決処分を行ったものでございます。そのため、本日は事故の概要及び専決処分につきまして併せて御報告させていただきます。

それでは、内容について御説明いたします。

1 事故の概要ですが、㊦発生日時、㊧発生場所は、資料記載のとおりでございます。

㊨事故内容ですが、世田谷清掃事務所の職員が立入検査のため、庁有車である軽小型貨物車を運転し、相手方が所有する建物の建物内駐車場に進入したところ、庁有車のルーフキャリアに設置しているスピーカーが建物内駐車場の入り口上部に接触し、当該スピーカーと建物の接触部分が破損した物損事故でございます。

㊩事故の相手方及び損傷の程度は、二ページの別紙に記載のとおりでございます。

2 の損害賠償額ですが、二十万九千円で、物損部分の損傷が対象となります。過失割合ですが、区側が十割となり、費用につきましては、区が加入している自動車保険により全額補填されます。

3 の専決処分日でございます。専決処分日は令和八年五月二十五日で、本件は令和八年第二回区議会定例会に御報告を予定しております。事後の御報告となりましたことをおわび申し上げます。

また、本件事故を踏まえ、改めて職員に対し、正確かつ安全な運転の徹底を図るとともに、事故防止に向けた職員への指導を継続して行ってまいります。

関係者及び議員の皆様には御迷惑をおかけいたしまして、大変申し訳ございませんでした。

○坂本みえこ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○坂本みえこ委員長 ㊪令和八年度主要事務事業について、理事者の説明を願います。

○秋山環境政策部長 それでは、私のほうから令和八年度主要事務事業につきまして御説明をいたします。

まず、三ページを御覧ください。環境計画等の推進でございます。環境基本計画を推進するため、各部の関連施策を分野横断的に実施してまいります。

同じページ、3の若者の環境プラットフォームの運用でございます。環境に関心のある若者と継続的につながり、活動の場を提供し、環境に関するプロジェクトを実施してまいります。

また、4の木育プログラムの実施ですが、小学校等を対象とし、東京近郊の森林に触れる林業の現場を体験する木育プログラムを実施いたします。

続きまして、四ページ、エコ区役所の実現でございます。世田谷区役所地球温暖化対策実行計画に基づきまして、事業者として、世田谷区役所の環境配慮行動を、環境マネジメントシステムE C Oステップせたがやにおいて、令和八年度の取組方針を定め、全庁的に取り組んでまいります。

次に、五ページ、環境啓発事業の推進でございます。まず、1のUCHIKARAプロジェクトの実施でございますが、昨年度に引き続きまして特設サイトの運用を行うとともに、さらなるサイトの充実を行い、効果的なプロモーションを行ってまいります。

2の環境教育でございます。大学生のボランティアを育成し、区立小学校へ出前授業に行く環境サポーター事業を、十校程度を対象とし実施してまいります。

また、六ページ上でございます、㊦民間企業等による出前授業では、今年度より新たにF C東京がパートナー企業として参加するなど、今後とも小学生への環境啓発を充実させてまいります。

同ページ、3の連携自治体の再エネ資源等を活用した環境教育の推進では、昨年度に引き続き、今年度も十日町市への環境教育ツアーを実施いたします。

次に、七ページ、再生可能エネルギーの利用拡大と促進でございます。記載の六項目につきまして、昨年度同様に取り組んでまいります。八ページでございます5再エネ切替補助金でございますが、こちらのほう、今年度は第一回目といたしまして、六月一日から九月三十日までを予定しており、昨今の世界情勢により、電力にも注目が高まっているところから、効果的な情報発信を進めてまいります。

その下でございます環境配慮型住宅推進事業でございます。1のエコ住宅補助金ですが、より脱炭素効果の高い事業として実施してまいります。国、都の補助制度の現状、区内事業者の技術力向上や振興、さらに区民目線で使いやすい補助制度となるよう、断熱改修に集中した補助対象メニューの絞り込みや、単価の一部見直し、申請手続の変更を行います。

また、九ページでございます。九ページの4太陽光パネル・蓄電池導入シミュレーショ

ン代行事業、その下にございます集合住宅への再エネ普及促進でございますが、住宅への太陽光パネル設置につきまして新たな実証として行うものでございます。東京都の補助金による経済的インセンティブだけでは行動まで行き着かない部分もありますので、シミュレーションの代行など様々な角度から実施を行い、再エネ利用が促進する取組を実施してまいります。

一〇ページでございます。成城地区の脱炭素地域づくり等の推進でございます。成城地区の地域課題の解決と脱炭素を組み合わせた区民参加の取組の実施と同時に、将来全区に展開することを見越し、ボトルネックを解消するため、様々な実証的事業を行ってまいります。

次に、一一ページ、ポイ捨てごみゼロ等の推進でございます。世田谷区たばこルールの対象に加熱式たばこを含めるとともに、世田谷区環境美化等に関する条例の一部改正をいたしました。「区のおしらせ」五月一日号の一面、ホームページ等で周知するなど、七月の全面施行に向けまして引き続き周知、啓発に取り組んでまいります。

また、指定喫煙場所の整備を、指定喫煙場所設置費等補助制度を引き続き活用しながら、民間事業者の新規設置を促進してまいります。

一二ページ、環境監視調査でございます。大気汚染物質の測定や水質調査の実施等を進めてまいります。

次に、一三ページ、公害防止等指導でございます。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の典型七公害の対策に加えまして、アスベスト対策の推進や有害鳥獣対策を行ってまいります。特に、鳥獣への給餌や近隣の住民間での騒音等につきましては、難しい対応も多いところではございますが、できるだけ地域住民に寄り添い、可能な限りの対応を行ってまいります。

続きまして、生活環境保全事業でございます。管理不全住宅、いわゆるごみ屋敷の対策といたしまして、多機関協働事業の支援会議の課題とし、福祉部門との連携を強化し、対象者への専門的なアプローチをするなど一歩進んだ取組を目指しております。今後も福祉部門に加えまして、土木部門などの関係所管と協働しながら対応してまいります。

続きまして、一四ページでございます。不用物の発生・排出抑制でございます。一四、一五ページの1 普及啓発・環境学習の推進でございます。今年度も引き続き、収集カレンダーやアプリなどを活用した情報発信、区内保育園、小中学校などで環境学習の実施、エコプラザ用賀などでの普及啓発活動に取り組んでまいります。

一六ページ、2 区民・事業者・行政によるごみ減量・リサイクル活動促進でございます。

まず、一六ページ㉔区民主体の取組みでございますが、資源の集団回収への支援、ごみ減量・リサイクル推進委員会の活動支援、また、生ごみ減量の促進、食品ロス削減推進などに取り組んでまいります。

一七ページの㉕事業者主体の取組みにつきましては、レジ袋の使用削減や簡易包装などに取り組んでいただくほか、事業者専用の事業系リサイクルシステムの利用促進、せたがやエコフレンドリーショップの推進に取り組んでまいります。

一八ページ、㉖行政による取組みについてです。一八ページでは、集積所や拠点での資源回収を計画に基づき、確実に実施してまいります。また、一九ページの㉗といたしまして、令和十二年度中のプラスチックの分別収集・再資源化の実施に向け、昨年度に引き続きまして、発生抑制と区民の行動変容を推進するとともに、積替施設や再商品化事業者の確保に向けた検討を進めてまいります。

次に、二〇ページ、ごみの効率的・適正な処理についてでございます。

まず、二〇ページから二一ページの1 効率的できめ細かな収集・運搬体制の整備についてでございます。区内から排出されるごみの量につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和二年度に一時的に増加いたしました。その後、再び減少傾向に転じており、区民や事業者の皆様の御協力により、排出されるごみの総量、区民一人一日当たりのごみの量は、いずれも減少傾向を維持してございます。効率的な収集、運搬を進めていく一方で、高齢者等訪問収集事業など、きめ細やかな取組についても併せて取り組んでいるところでございます。

続いて、二二ページ、2 ごみの資源化でございます。①金属系、②羽毛布団、③蛍光管、④乾電池の資源化について取り組んでおります。また、⑤充電式電池につきましては、令和七年十月より不燃ごみ排出の際に収集をすることを開始いたしました。

二三ページの⑥でございますが、不燃ごみの全量資源化につきましては、令和九年度より不燃ごみの全量を資源化していく予定でございます。

次に、3 清掃・リサイクル施設の再整備等でございます。現在のエコプラザ用賀及び用賀福祉作業所の敷地を活用し、新たな複合施設を整備するものであり、今年度は基本設計の策定等に取り組んでまいります。

次に、二四ページ、4 適正な収集、運搬体制の整備でございます。ごみ散乱防止ネット

の配布や、大規模建築物への排出指導、一般廃棄物処理業の許可、指導、浄化槽関連の指導業務を適切に実施してまいります。

二六ページ以降でございますが、当委員会所管分の当初予算概要（新規・拡充事業）、基本計画の推進及び新たな行政経営への移行実現プランの推進の項目を記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

なお、個別の事務事業等のページでは、令和八年度当初予算概要、世田谷区実施計画推進事業及び新たな行政経営への移行実現プランに該当する取組について、当該資料にリンクを設定しておりますので、御活用ください。

また、最後でございますが、令和八年度当初予算概要（新規・拡充事業）、令和七年度世田谷区実施計画の推進状況（令和八年三月）、新たな行政経営への移行実現プラン（令和八年三月改定）に該当する取組につきましては、当該資料とのリンクを設定し、併せて確認できるようにしております。後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

○坂本みえこ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○桃野芳文委員 一九ページ資源の持ち去り対策なんですけれども、これは民間警備会社によるパトロール等を行うということで、それなりに費用は当然かかっていると思うんですね。以前、追跡するためにチップを入れて、どこに行ったのか調べるみたいなことも、やっていたと思うんですけれども、全体、費用としてどれぐらいかかっているか、持ち去りによる費用、要は、どれぐらいコストとメリットのバランスみたいなことが、どうなっているのかということと、チップを入れておいて追跡するみたいなのは最近どうなっているのかというのを教えてください。

○計良清掃・リサイクル推進課長 現状、持ち去り対策については、以前、古紙の持ち去りが多くなってきておりまして、GPSをつけた取組をやっていたんですが、古紙の持ち去りから、今、不燃ごみのほうに、金属系のほうにシフトしてきているという状況がありまして、今のパトロールの現状で言いますと、不燃ごみのほうに、より重きを置いてパトロールを行っているという現状がございます。

GPSを入れた追跡調査は古紙のほうでやっていたんですが、今、現状でどこまでやっているかというのは、すみません、今日資料がないので分からない状況で、申し訳ございません。

あと、もう一点がコストの部分ですね。コストの部分も、すみません、基本的には、ま

だ今日、資料のほうを用意してございませんで、ちょっと分かりかねる部分がございます。今、現状としては不燃ごみのほうに重きを置いて対応している現状でございます。

○下山芳男委員 三ページに、4として木育プログラムの実施がありまして、私はやはり、子どもたちにも自然であるとか、川場村も含めて、要するに三多摩の木材資源をすごく大切にするとというのは、いいことだと思って、やはり実際に自分たちの学校の教室の家具であるとか内装材とかに、例えば多摩とか川場村の材木をしっかりと使ってもらうと、自分たちの体として体験できるような、そういうところまでつなげてやっていただきたいと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○田中環境政策課長 このたびの、このプログラムについては、今、委員がおっしゃったような木育ですね。木材のよさ等を子どもに知ってもらうところのプログラムで、実際の体験なども実施していこうと思います。

その中で、木に実際触れて、どういうところで使われているか、そういうところを学習していきたいと思えますし、あと、区のほうでも木材をなるべく公共施設に使っていくみたいな取組も進めておりますので、そういうところも絡めて学習できたらいいと思えますので、検討したいと思えます。

---

○坂本みえこ委員長 それでは次に、㊦（仮称）用賀複合施設基本構想について、理事者の説明をお願いします。

○荒井清掃管理課長 それでは、（仮称）用賀複合施設基本構想について御報告いたします。

なお、本件につきましては、企画総務常任委員会、区民生活常任委員会、福祉保健常任委員会との併せ報告となっております。

それではまず、1の主旨でございます。令和七年十月に決定し、十一月の本委員会におきまして、（仮称）用賀複合施設整備方針について御報告をしたところですが、その後、さらに検討を進めまして、このほど基本構想を取りまとめたので報告をするものでございます。

2の基本構想の概要、㊧基本的な考え方でございます。本施設につきましては、前回の整備方針において、事業の関連性が高い当時の清掃・リサイクル部と環境政策部の執務室を設置し、二部で総合的な環境啓発を実施する旨、御報告をしたところですが、御承知のとおり、本年四月に両部を統合して、新たな環境政策部として業務を始めたことに伴い

まして、改めまして本施設を環境政策の新たな拠点施設として位置づけるものでございます。

なお、既存敷地のエフエム世田谷及び用賀福祉作業所、用賀ワークプラザの併設、複合化につきましては、これまでと同様で変更はございません。

続きまして、㊦の基本的な方針を御覧ください。まず、①ですが、普及啓発施設を中心に、エントランスから連続した展示、情報発信を行うよう利用者動線を工夫し、環境に関する情報に自然と触れられ、学びを深められる施設となるよう設計してまいります。

次に、②です。環境政策の新たな拠点として整備することを踏まえまして、最新の環境技術を導入し、建物自体が環境学習ツールとなるよう工夫してまいります。また、③のとおり地域に開かれた施設とするとともに、清掃関連車両の出入りを踏まえまして、④のとおり交通動線の適正化を図ってまいります。

二ページに移りまして、㊦の敷地概要と㊧建物概要につきましては、記載のとおりとなっております。

㊦の配置計画です。図を御覧ください。敷地右上の矢印部分が先ほど説明したエントランス部分になります。用賀駅方向から来られる方の視認性や認知度を高めるよう工夫をしまして、来館行動へとつなげてまいります。また、その矢印の左隣の丸囲いのあたりですが、こちらは来客者用駐車場の出入口を予定してございます。また、南側二か所の丸囲いを清掃用車両の出入口として、自動車動線も分けて考えてございます。

続きまして、三ページの㊦施設の整備概要を御覧ください。施設の概要、主な諸室を記載してございます。一階はエントランスのほか、粗大ごみ中継施設と駐車場です。二階は普及啓発施設と用賀福祉作業所で、どちらも現況より広い面積となっております。三階は環境政策部の事務室のほか、エフエム世田谷と用賀ワークプラザとなっております。四階と五階は清掃部門の作業員の更衣室や執務スペースとなっております。

四ページに、今、御説明したフロアのイメージ図を掲載しておりますので、後ほど御確認ください。

続きまして、五ページの㊧工事期間中の代替施設を御覧ください。現在のエコプラザ用賀のうち、普及啓発施設につきましては、規模は小さくなりますが、リサイクル千歳台を活用し、事業を継続してまいります。また、粗大ごみの中継施設につきましては、現在の砧清掃事務所の洗車場の一部を仮施設として、（仮称）用賀複合施設竣工までの間、活用してまいります。エフエム世田谷、用賀福祉作業所につきましては記載のとおりです。

3の概算経費及び4の今後のスケジュールにつきましても、記載のとおりとなっております。御確認をよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○坂本みえこ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○ひうち優子委員 一月の予算委員会で女性の浴室、専用の浴室について質問しました。そのときに女性収集作業員の洗身設備の整備について質問して、そのときには検討しますということで、今回、四階、五階のところに更衣室と浴室は男女別とするとあるので、多分、女性専用の浴室も配備されるのかなと思っているんです。これまでの女性の収集作業員の方の応募状況とか、積極的に採用していけばいいなと思うんですけれども、今後の方針なんかを、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○荒井清掃管理課長 これまでのところ、正規の清掃職員の応募に際しまして、ここ二、三年は女性職員の応募というのは、ない状況でございます。今回、この用賀複合施設を契機に、やはりそういった設備というものを充実して、他区の状況もこれから参考にしながら、女性職員の方にも応募していただけるよう、設計に反映してまいります。

○ひうち優子委員 よろしくお願ひします。

○平塚けいじ委員 この概算経費のところ、Nearl y Z E B化に要する費用を含んでいて、その次に、Z E B改築による光熱費の削減を考慮していますと。年間のかかる費用ですね。大体こういった建物を作ったときに、Z E B化をするとどれぐらい光熱費が削減できるのかというのを、ちょっと聞きたいんですけれども。分かりますか。

○荒井清掃管理課長 Z E B化の中で、省エネの部分というところと、創出するエネルギーの部分というのがございます。一概に費用というのは出てくるものではないんですけれども、今後、太陽光パネルとか、そういったもの、かなり創出するエネルギーの部分、それから、例えば日よけの窓みたいなものを設置したりとかというところで、かなり光熱水費を削減のほうは、今後精査をしてまいりたいと思っています。

○平塚けいじ委員 この建物自体がエコプラザというか、世田谷区としてこういう建物を作りますよというときに、ふだんですと当然、Nearl y Z E Bというものを入れているわけですね。新築の場合はね。そういうときに、今までだったらこれぐらいかかっていた光熱費が、これだけ下がるんですよということも、ぜひ示していただきたいんですよ。分かりやすく。そうすると、ああ、こういうエコにすると光熱費も下がって、当然、年間の経費も下がるんですよというのが分かってもらえると思うんですよ。

だから、それはどういう工夫か分からないですけども、例えば太陽光をこれだけやっているんで、これだけ電気が発生していますよとかというのが、ありますよね。そういうのもやっていくんですかね。

○池田清掃事業再編担当参事 当然、これは今の時点だと、これから設計とかをやっていくので、その状況によってということになりますけれども、令和十一年度の時点で建築工事が始まりますので、その時点での最新の技術を取り入れていただくように営繕等をお願いしていきたいと思っています。

また、それを、せっきく環境部門の普及啓発施設ですので、この施設ではどういう工夫が行われているのか、また、その効果がどのくらいあるのかということも併せて展示して見ていただく。この施設を見学することが普及啓発になるということに、つなげてまいりたいと考えております。

○関口江利子委員 平塚委員の続きみたいになっちゃうんですけども、具体的なところで細かいんですけども、ちょっと考え方。これから基本設計に入っていくってだとは思いますが、ハード的なところで言うと、例えば、ただ太陽光パネルをつけるんじゃなくて、屋上緑化をして、さらにソーラーシェアリングにしていくだとか、ウオーターサーバーをつけるのも、水道直結タイプにするのであれば設計も関わってくるので、そういったところもちょっと考慮していただきたいということと、あとは、運用的なところで言うと、自動販売機だとか、手洗いの洗浄剤だとか、そういったところの小さなところからも、区民が目に触れるところは、ある意味、細かいところまで配慮して作っていただければと思うんですが、そのあたりの考え方を教えていただけますか。

○荒井清掃管理課長 先ほど清掃担当参事が申し上げたとおり、目に触れる啓発というのは非常に重要と考えておりまして、今、委員おっしゃったとおり、例えばトイレに行ったときなんかにも、この施設はエコだなというふうに思っただけのような施設であるとか、ウオーターサーバーの設置も考えていきたいというふうには思っています。

ただ、現時点で、まだ設計に入っておりませんので、細かい、こういったことをやっていきますよというところは申し上げられないんですが、そういったコンセプトの下に、本当に細かいところまで配慮して、設計のほうに反映させていきたいと考えております。

○桃野芳文委員 建物を建てるときって、必ず地域の皆さんからいろいろ御意見が寄せられるじゃないですか。これは既存の建物が二階建てで、新しい建物が五階建てだから、ボリュームは結構増えるということになると思うんですね。比較的周辺の方、いわゆるお住

まいは少ない地域とはいえ、西側はちょっと住宅街みたいになっていますよね。たしかね。その辺の周辺の方とのコミュニケーションというか、事前の御説明とか、そういうのは、どういうスケジュールとか、どういう内容になっているのでしょうか。

○荒井清掃管理課長 まず、計画の、もう何回ぐらいで、まず町会とか、そういったところには御説明申し上げたところです。また、前回の整備方針の策定に合わせまして住民説明会を開催したところです。ただ、実際には参加者がいらっしゃらなかったという状況ではありますけれども、ただ、住民説明会に際しまして、実はチラシを職員が配りまして、その中で、たまたまいらっしゃったような方には声をかけてというようなところで、御説明はしているところです。

ただ、建物の例えばボリュームの点の懸念点とかというところは特にはなくて、近隣の方から一部、歩行者がどうなるかと、南側の部分が歩行者動線のことを気にされている方もいたので、その整備方針の中で分かる範囲でお答えをしたと。そういった状況で、今後、この基本構想の後、設計の中間ぐらい、もうちょっとはつきり皆さんにお示しできるような段階で、また御説明の機会を設けていければと考えております。

○桃野芳文委員 ここということではないんですけれども、建物が建つときって、恐らく私だけではなくて、多くの議員が地域の皆さんから御相談を受けたり、御意見を承ったりするものなんですよね。そのときに、もうよくあるのは、知らなかった、聞いていない、いつこんな決まったんだという声というのは、よく寄せられるんですよね。世田谷区の認識では、いや、お知らせしていますよ、チラシも行っているし、町会長を通じて皆さんにも周知していますよという、大体そういう説明になるんだけど、それでもなお、いや、知らない、聞いていなかったというのは、もう次々と声が上がるとというのが、これは現実なので、皆さんはやっていますということかもしれませんが、そういうことが実際に起こるとというのが現実なので、そこはしっかり頭に入れていただいて、より丁寧にとというのは、これはもう決まり文句みたいになっちゃうんですけれども、そういうことが起きないように、しっかり努力していただきたいなと思います。

それと、これは念のための確認なんですけれども、都市計画は第二種住居地域で、地区計画も入っているという形になっていますけれども、これは今の建物から新しい建物に建て替わっても、それは問題ないということによろしいでしょうか。

○荒井清掃管理課長 その辺は、まちづくり部門とか建築部門ともきちんと相談をしながらやっていくという形になってございます。粗大ごみの中継施設については、建築上、許


可を得るといふ形でやっております、それも継続する予定というふうになってございます。

あと、先ほど丁寧な御説明というところをいただきましたけれども、今後もいろんなツールを用いまして丁寧な説明には努めてまいりたいと思っております。

○関口江利子委員 ごめんなさい。長くしちゃって。桃野委員の話聞いてなんですけれども、ここって、町会の話なんです、上用賀町会と用賀町会の二つの町会さんが絡むのかなと思うんですけれども、ちょうど今週とか来週あたりに総会とかがあるんですけれども、そういうものに来ていただいて説明するとかという予定はないんですか。

というのは、結局、町会長さんに説明していただいても、そこから下になかなか情報が下りていかないという現状がある中で、結局、総会とか行っても、何かやるみたいですねぐらいな感じで終わっちゃうことが、この清掃に限らず多いんですけれども、そのあたり、より丁寧にという意味で、どこまで足を運ぶことができるのか。ちょっと教えていただければと思います。

○荒井清掃管理課長 町会の説明につきましては、まちづくりセンター等とも協議をして、どういった方向がいいか、あと、相手のこともありますので、そこに参加できるかどうかといったことも含めまして、また、どの段階が一番詳しく説明できるかというところも、ちょっと見まして、引き続き、まちづくりセンターとかを通じて、町会長さんとか、そういった方の御意見も聞きながら進めていきたいというふうに考えております。

○坂本みえこ委員長 それでは次に、民間事業者との連携によるコンポスト購入支援事業の実施について、理事者の説明を願います。

○計良清掃・リサイクル推進課長 私からは、民間事業者との連携によるコンポスト購入支援事業の実施について御説明をさせていただきます。

1の主旨でございますが、家庭から出る可燃ごみの三割を占める生ごみの削減を図るとともに、身近な地域における資源循環と脱炭素型ライフスタイルへの行動変容を促進するため、民間事業者と連携したコンポスト購入支援事業を六月より実施するものでございます。

次に、2の事業内容でございますが、池尻にございますホームワークビレッジにオフィスを構えるローカルフードサイクリング株式会社、以下、LFCと略させていただきます——と連携しまして、区民が気軽にコンポストを利用して生ごみの削減に取り組むことが

できる環境を整えるとともに、右下のイメージにございますように、例えば生ごみから生成した堆肥で野菜などを育て、それを食べ、そこから出た生ごみをまた堆肥にするといった循環型のライフスタイルへの行動変容を促してまいりたいというふうに考えております。

㊦の具体的な購入支援内容といたしましては、左下に写真でお示ししております、持ち運び可能なバグ型コンポストをL F Cとの協定に基づき、一割引で購入していただけます。具体的には、区のホームページ上で周知する区民用クーポンコードをL F Cの購入サイト上で入力いただきますと、割引価格が適用される形となります。なお、連携により、割引していただいているため、区に財政的な負担は生じない形となります。

二ページ目にお移りいただき、㊧堆肥の活用・循環に向けた取組みについてでございます。コンポスト容器等の購入支援事業につきましては、申請数の減少を理由に、平成二十四年度に事業を終了した経過がございますが、その際の課題の一つとして、堆肥の活用先が限られており、家庭内で生成した堆肥を使い切れずにコンポストの使用をやめてしまった御家庭が多かったと認識しております。今回の事業再開に当たりましては、家庭以外での活用先の確保を含めた取組を併せて進めていきたいというふうに考えております。家庭で使い切れない堆肥の活用先を確保することで継続的な堆肥の活用、循環につながるよう取り組んでまいります。

活用策の一つ目が①のL F Cによる堆肥の回収事業の利用でございます。L F Cでは毎週水曜日にホームワークビレッジで堆肥の回収相談会を開催しているほか、区内ではアグリ成城などでも回収会を開催しております。ほかにも千葉、埼玉、福岡など、全国の提携農家に堆肥を送付できる事業を行っております。東日本大震災の被災地である宮城県石巻市では地盤改良にこの堆肥を活用しており、L F C側から、こうした取組を購入者に紹介していただくことを予定しております。

活用策の二つ目が、区内での活用先の確保・拡大に向けた実証であり、令和八年八月から桜丘農業公園において、バグ型コンポストの堆肥の活用実証実験を半年程度行う予定です。また、部内の気候危機対策課の協力により、成城地区における脱炭素地域づくり事業において、バグ型コンポストを活用した生ごみの削減、堆肥化、アグリ成城での堆肥の活用等の実証実験を行い、堆肥活用の成果や課題等を把握しながら区内での受入れ先の拡大に努めてまいります。

㊨の区民周知といたしましては、区広報紙、ホームページ、公式エックス、資源・ご

み分別アプリ等で制度周知を行うとともに、エコプラザ用賀やリサイクル千歳台、区民まつりなどでバッグ型コンポストの展示、リサイクル千歳台で開催している生ごみ堆肥活用講座での参加者への周知等を行ってまいります。また、あわせて、堆肥の活用に関して成城地区脱炭素地域づくり事業における実証実験の成果等を発信するなど、区民が安心して堆肥を利用できるような周知啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、3の今後のスケジュールといたしましては、六月一日から区民周知、購入支援を開始してまいります。

なお、再開させる事業の状況を踏まえつつ、コンポスト購入支援事業の今後の展開についても検討してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○坂本みえこ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○関口江利子委員 説明ありがとうございました。

まず最初にお伺いしたいのが、この事業者さんがどうこうというわけではないんですけれども、どうしてこの一社だけにピンポイントで決めて、ここだけを周知していくのかというところを教えてください。

○計良清掃・リサイクル推進課長 今回こちらを連携した理由といたしましては、特に平成二十四年度に事業を終了したというところの課題として、家庭で使い切れない堆肥の活用先というものが、なかなかなかったというところを認識してございまして、コンポストの販売事業だけではなく、堆肥の活用も同時に進めている事業者ということで、我々としても、いろいろと検討していく中で、この事業者のほうに連携をしたいというふうを考えて、現状ではそういった取組をしているところは、こちらの事業者のみというふう考えておりますので、現状ではそういった形で連携協定を進めた経緯でございます。

○関口江利子委員 ありがとうございます。

そういう意味では、堆肥の活用・循環に向けた取組みについての②を進めていくことが、すごく大事なわけですが、区内での地産地消を進める意味では、すごく大事なんじゃないかなと思っています。

ちょっと個別の話になってしまいますけれども、このバッグ型コンポストの場合、非常に循環が速くて、発酵熟成堆肥ができてしまう期間が数か月で終わってしまう。なので、生ごみは出なくなるけれども、使わない堆肥がたくさん出てしまうという状況になっていると思います。考えていくと、このやり方じゃなくて、例えば分解菌だけを買ったほう

が、サイクルをずっとしていくので堆肥が出てこないよねとか、いろんなコンポストのやり方があると思うんですけども、何かとても安直にここに決めたという印象が拭えないんですが、そのあたりどうですか。

○計良清掃・リサイクル推進課長 今回、バグ型コンポストという部分で特徴が一つあると思っております、家庭で、一軒家でお庭があるという御家庭ですと、土の中にそういった生ごみを入れるコンポストという形もできるとは思うんですけども、マンションですとか、そういった集合住宅でお住まいになっている方にしてみると、なかなかそういったところまで、こういった生ごみコンポストの利用というところは、なかなか浸透しづらい部分もあるかなというふうに思っているところでございます。

そういった意味で、バグ型コンポストであれば、バルコニー等でも気軽にできるというところがございますので、そういった部分での取組という部分では、広くコンポストの利用というところと、生ごみの削減の行動変容というものが浸透しやすいというふうに考えておまして、こういった取組を始めようというふうに考えているところでございます。

○関口江利子委員 私が心配しているのは、この一社に決めて、今まさに説明して下さったとおり、バグ型コンポストじゃないと、まるでマンションのベランダではできませんというような印象をお持ちであることが非常に心配していて、様々なやり方がある中で、ここを選んだ理由がそれなのであれば、もう少し勉強していただきたいなと思います。これは要望します。

○平塚けいじ委員 もともと前回、終わってしまったのは、やはり多く作り過ぎちゃって行く先がないということで、やめてしまったんですけども、今回これはどこかへ自分で送るんですか。取りに来てくれるんですか。

○計良清掃・リサイクル推進課長 基本的に区内で行っている回収会ですとか、あと、先ほど説明させていただきました地方に送るというところにつきましても、御自身で送っていただく形になります。お持ちいただいたりですとか、郵送ですとか、そういった形で送っていただく形になります。

○平塚けいじ委員 ということは、このLFCさんが回収してくれるわけではないということですか。

○計良清掃・リサイクル推進課長 回収するというよりは、区内であれば、そういった回収会で、そちらの回収場所のほうで何か使っていただいたり、池尻のほうでは堆肥を集

める場所がございますので、そういった部分では回収しているケースもあるというふうには認識しております。

そういった部分では、全てをLFCのほうで回収するというよりかは、提携している農家さんにお送りしたりだとか、区内の農園をやっているところで活用したりだとか、そういったいろんな手法で取り組んでいるという状況でございます。

○平塚けいじ委員 かなりエコにはなるんですけども、自分で費用が出るということですよ。多分ね。持っていかなければいけないということですよ。そこの回収場所まで。

あと、これも難しいんですけども、関口さんも言っていましたけれども、やっぱり余ってしまった堆肥をどうするかなんですよ。ここが一番問題なので、自分で送ってくださいとか、持ってきてくださいというようなことでいいのかなって。そこの辺も、もうちょっと工夫していただいて、できたら地域の中で拠点をつくって、そこに持ち込むとか、要は、電車賃をかけてまで持っていくというのは大変な話なので、ちょっと工夫が必要かなと思いますので、そこは一緒に、ぜひ工夫していただいて、取組としてはすごくいいことなんですけれども、そのことが、やっぱり先に進まなくなってしまうと、うまく区内に広がっていかないかなと思いますので、その辺はちょっと工夫をお願いします。要望しておきます。

○桃野芳文委員 以前、粕谷にある農福連携の施設を拝見させていただいたことがあるんですよ。そのときに、落ち葉から自分たちで肥料を作っていますと。敷地の中から一生懸命、落ち葉を集めるんですけども、落ち葉が足りないんですよ。落ち葉がもっと欲しいんですよという話があったんですよ。そのときに。

いや、世田谷区なんて公園はいっぱいあるし、それこそ落ち葉は捨てるほどあるから、実際捨てているだろうし、世田谷区は落ち葉をいっぱい持っているんじゃないのみたいな話をしていて、その当時、農福連携を所管している課長には、いや、こういう話があったので、所管をまたいで御協力が何かできませんかねみたいな話は、したことがあるんですけども。

まず、ちょっと落ち葉の話ですけどもね。そういう機能を、まずぜひ、ここの所管でも、そういう所管をまたいで、落ち葉が余っているから、では、こっちへとか、別に公園だけが所管でもないわけじゃないですか。やっぱり環境も所管だから。そういうことをぜひ取り組んでいただきたいというのが一つと、これは行き先、今、ほかの委員からも、複数の委員からも堆肥の行き先、出口がないと進まないじゃないかという話があったんで

すけれども、ここに幾つか書いていますけれども、農福連携のかつて、農場というのは、それは視野には入っていないということなんですか。

○計良清掃・リサイクル推進課長 まず一点目の、落ち葉の堆肥の部分ですけれども、そちらについては、今回、桜丘農業公園のほうで今回の堆肥を受け入れるに当たりまして、同時に落ち葉の堆肥の取組というのも進めていくというのは、みどり所管のほうからもお話は伺っているところでございまして、そういった動きも我々としても把握していきたいというふうに思っております。

二つ目の農福連携につきましては、まだ区内での受入れ先の調整というのは、これからの部分が結構多い部分でございまして、これから実証実験もやりながら、こういったものが、できればやっぱり、できる限り地域、区内で循環できる形が取ればというふうに思っていますので、まずはこの堆肥というものが気軽にできる、気軽に使用ができるという部分での実証実験も行いたいというふうに思っていますので、そういったものを踏まえながら、広く活用できるような検討も進めていきたいというふうに思っております。

○桃野芳文委員 農福連携の農園については、やっぱり販売ルートも一生懸命確保しようとしているし、生産のコストもなるべく下げて、持続可能にやろうということで、一生懸命やられていたんですね。やっぱり私が見に行ったときに、なるべく働いている方の手のひらに、しっかり賃金が載るよということも、いろいろと考えられて、それで落ち葉がもっとあればということがあったのでね。ぜひ、そういうところもしっかりつないでいただいて、やっていただきたいと思います。

それと、落ち葉もさておき、このコンポストについても、まだこれから調整の余地はあるという話ですよ。ぜひ所管をまたいで、そういうところにも声をかけていただければ、恐らく喜んで使っていただけるんじゃないかなと思うので、よろしく願いいたします。

---

○坂本みえこ委員長 それでは次に、㊦自動車事故の発生について、理事者の説明を願います。

○池田砧清掃事務所長 自動車事故の発生について御報告いたします。

発生日時は令和八年二月二十三日月曜日でございます。

発生場所、事故内容につきましては、二ページ目のほうを御覧いただければと思います。発生場所は上北沢四丁目となります。こちらに図が描いてございますが、砧清掃事務

所の職員が運転する清掃車両がバックをさせて、マンションの集積所のほうに近づいていったところ、ここの集積所の手前にありますアマゾンジャパン合同会社様の所有するロッカーに車両後部が衝突したというものでございます。

損傷の程度ですけれども、人身は双方になく、物損として区側の車両の左後部反射板が破損、相手方ロッカーの開閉軸のボルト及びロッカーとロッカー扉の接合部分が破損いたしました。

こちらについては、なぜこの部分だけが、ごめんなさい。四ページ目にございましたとおり、一部の扉の部分だけ接触しているわけですが、この扉が閉まっていなくて、開いていた状況だというふうに聞いております。だからといってどうという話ではなくて、開いていたからこそ、こちらとしては、ちゃんと視認して回避しなければいけなかったものと反省してございますが、たまたま開いていたこの扉に接触したということでございます。

相手方と誠実かつ公正に示談交渉を行っているところでございまして、また、本件事故を踏まえ、改めて職員に正確かつ安全な運転の徹底を図るとともに、事故防止に向けた指導を継続して行ってまいります。誠に申し訳ございませんでした。

○坂本みえこ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○坂本みえこ委員長 では次に、㊟その他ですが、ほかに報告事項はございますか。

○計良清掃・リサイクル推進課長 先ほど主要事務事業の説明の中で、資源の持ち去りの部分でお答えができなかった部分を、改めてお答えをさせていただきます。

民間パトロールの委託契約ですけれども、今年度につきましては二千三百五十万円で、年間で経費を、契約金額になってございます。

また、GPSの追跡調査につきましては、古紙のほうの対応で進めてきたというところもありまして、近年は行っておらず、最後の実施については令和二年度という状況になってございます。

○坂本みえこ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○桃野芳文委員 資源の持ち去りの、大体これぐらいの年間、世田谷区からすれば被害額があるから、これぐらいのコストをかけているんですみたいな、何かその辺のバランスというのはどうなっていますか。

○計良清掃・リサイクル推進課長 被害額の算定という部分では、やはり何が持ち去られているかというところは、口頭で問合せをいただくという形で、実際に時価額だとか、そういうものが被害額として、ちょっとなかなか我々としても積み上げているものがないというのが現状でございますけれども、古紙から金属系に切り替わっている部分ということでありますと、肌感覚にはなりますが、被害金額という部分では上がっているのではないかと、感覚的な話ですけれども、そういった実感はしているところでございます。

○桃野芳文委員 被害、持ち去りを防止するために幾らぐらい予算をかけるのが妥当なのかと考えるためには、幾らぐらいの被害があるというのは、何となくというか、推測かもしれないけれども、やっぱりちょっと把握しておかないと、年間二千三百五十万円が妥当なのかというのが、ちょっと判断がつかないので、何かぜひ、そういう考え方はやっていただきたいと思います。

○坂本みえこ委員長 以上で報告事項の聴取を終わります。

---

○坂本みえこ委員長 次に、2 協議事項に入ります。

まず、㊦行政視察の成果についてですが、四月二十日に実施いたしました大田区役所及び株式会社 J サーキュラーシステムの視察について、皆さんの御協力により、しっかりと執り行うことができたと同っております。委員長としてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

この成果については、今後、議会活動を通じて行政に反映させていただきたいと思いますが、今回の視察を通じまして御感想等がございましたら、お願いいたします。

○桃野芳文委員 やっぱり、まず実際の工場というんですかね。現場を見る。役所でお話を聞いたのもよかったですけれども、現場を見られたというのはすごく貴重な経験で、よかったなと思います。

分別ですよ。そこに入ってくるのに、実はこんなものも入っているんですよみたいなというのが、やっぱりすごく目の当たりを見て、世田谷区の施設でも確かに見たことはあるんですけれども、あと、東京都の施設でも何か見たことがあるような気がするんですけれども、そういうのも改めて、作業の安全性とかも含めて、区民の皆さんへの啓発、分別、これからというか、もう始まっていますけれども、バッテリーですよ。ああいうのもありますし。

ただでさえ、先ほども清掃作業員の働く環境の改善みたいところの関連の発言もあつ

たと思いますけれども、その辺も踏まえて、やっぱりしっかり区民の皆さんにも御理解を求めていかなきゃいけないんだなというのも、改めて理解できてよかったなと思います。

○関口江利子委員 ありがとうございます。すごく有意義な時間だったと思います。

世田谷区はプラスチックの分別回収を始めるのが二〇三〇年ということで、まだ先なんですけれども、少しでも早く前倒しできませんかというのは何度も申し上げているところですが、できないのであれば、とにかくやっぱり今、桃野委員がおっしゃったとおり、区民の啓発をどういうふうに進めていくのかというところを、本当にしっかりやっていただきたいなと思いますのと、今回行ったところに業務委託すると決まったわけでは、もちろんないんですけれども、一つの大規模なところですので、規模感もよく分かりました。

一点だけ、ちょっと確認したのが、海の近くにあるということと、事業の性質上、すごく小さなプラスチックがたくさん出てくる中で、海洋マイクロプラスチックの対策がどれぐらいできていますかというところが、ちょっと気になりまして、そういったところも選定するに当たって考慮していただけると、いいのかなというふうに思った次第です。

○下山芳男委員 私も本当に今回の視察、とても現場を見させていただいて、プラスチックの分別回収ということで、非常に大きな課題だと思っていたんですけれども、実際に、ああいう現場を見せていただいて、やはりこちら側、いわゆる区民側もしっかり理解して、それなりの対応をすれば、具体的に世田谷区でもうまく進めることができるんじゃないかなという、一つの確信というか、非常に今回、勉強させていただいて。

ただ、本当に今、ほかの委員の方もお話がありましたけれども、やはりこちら側の、いわゆる区民側の本当に意義とプラスチックをきちっと分けるという、そういった気持ちとか、周知をしっかりとやっていくことが大切だと思いました。

また、あれだけの大規模な工場といいますか、ああいったものが車で約一時間ちょっとのところにあるということは、非常に何かよかったかな。一つ安心する材料になったかなというふうに思っています。本当にありがとうございました。

○坂本みえこ委員長 以上で行政視察の成果について終わります。

---

○坂本みえこ委員長 次に、㊦次回委員会の開催についてですが、次回委員会は、第二回定例会の会期中である六月十七日水曜日午前十時から開催予定といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本みえこ委員長 それでは、次回委員会は六月十七日水曜日午前十時から開催予定とすることに決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

---

○坂本みえこ委員長 その他何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本みえこ委員長 では、以上で本日の環境・清掃・リサイクル対策等特別委員会を散会いたします。

午前十一時二分散会

---